## ASBJ: 実務対応報告公開草案第68号(実 務対応報告第44号の改正案)「グローバ ル・ミニマム課税制度に係る税効果会計 の適用に関する当面の取扱い(案)」の公 表

## 『会計情報』編集部

企業会計基準委員会(ASBI)は、2024年1月24 日に、実務対応報告公開草案第68号(実務対応報 告第44号の改正案)「グローバル・ミニマム課税制 度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い (案)」を公表した。

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)/主 要20か国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み (Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において合意が行われたグロー バル・ミニマム課税のルールには、所得合算ルール (Income Inclusion Rule (IIR))、軽課税所得ルー ル (Undertaxed Profits Rule (UTPR)) 及び国 内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT)) がある。このうち、所得 合算ルール (IIR) に係る取扱いが2023年3月28日 に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」 (令和5年法律第3号) において定められたことに対 応して、ASBIは、2023年3月に実務対応報告第44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法 の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱 い」において当面の取扱いを公表した。

我が国においては、グローバル・ミニマム課税制 度を導入するための法人税法の改正は数年にわたっ て行われる予定であり、令和6年度の税制改正にお いて所得合算ルール(IIR)に係る取扱いの見直し が予定されている。また、軽課税所得ルール (UTPR) に係る取扱い及び国内ミニマム課税 (QDMTT) に係る取扱いについては今後の税制改 正での法制化が予定されているものの、国際会計基

準審議会(IASB)が2023年5月に公表した「国際 的な税制改革-第2の柱モデルルール(IAS第12号 の修正)」では、所得合算ルール(IIR)のみならず、 軽課税所得ルール (UTPR) 及び国内ミニマム課税 (ODMTT) も含めて、第2の柱モデルルールの適用 から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債を認識し ないこととしている。このため、ASBIにおいても、 所得合算ルール(IIR)に係る取扱いのみならず、 軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税 (ODMTT) 等の取扱いが今後法制化された場合の これらの取扱いも含めたグローバル・ミニマム課税 制度に係る税効果会計の取扱いについて検討が行わ

2024年1月23日開催の第518回企業会計基準委 員会において、標記の「グローバル・ミニマム課税 制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い (案)」(以下「本公開草案」という。)の公表が承認 され、2024年1月24日に公表されている。

本公開草案のコメント募集期間は、2024年2月 26日までとされている。

詳細については、ASBIのウェブページ(実務対 応報告公開草案第68号(実務対応報告第44号の改 正案)「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効 果会計の適用に関する当面の取扱い (案)」の公表 |企業会計基準委員会:財務会計基準機構 (asb. or.jp)) を参照いただきたい。

以上